社会福祉法人川崎市社会福祉事業団定款

昭和 60 年 12 月 23 日（厚生省収児第７４４号認可）
昭和 61 年　2 月 1 日　設立登記

最近改定　令和５年６月２８日

第１章　総則

（目的）
第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
（１）第１種社会福祉事業
　ア　障害者支援施設の経営
　イ　特別養護老人ホームの経営
（２）第２種社会福祉事業
　ア　身体障害者福祉センターの経営
　イ　障害福祉サービス事業の経営
　ウ　地域活動支援センターの経営
　エ　一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業の経営
　オ　老人短期入所事業の経営
　カ　老人デイサービス事業の経営
　キ　介護保険法に基づく第１号通所介護事業の経営
　ク　老人介護支援センターの経営
　ケ　保育所の経営
　コ　児童厚生施設（児童館）の経営
　サ　放課後児童健全育成事業の経営
　シ　地域子育て支援拠点事業の経営
　ス　障害児通所支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団という。

（経営の原則等）
第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
２ この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、障害者の地域生活等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条　この法人の事務所を神奈川県川崎市高津区久地三丁目１３番１号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２　評議員選任・解任委員会は、外部委員１名、監事２名、法人職員１名の合計４名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての規程は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第４０条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第２５条の１７第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはなら

ない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員に対して、各年度の総額が１,０００,０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算
（１０）臨機の措置（予算外の新たな業務の負担及び権利の放棄）
（１１）公益事業に関する重要な事項
（１２）解散
（１３）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１４条　評議員会に議長を置く。
２　議長は、その都度評議員の互選で定める。
３　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
４　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
５　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第３項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
６　第３項及び第４項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は磁気的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は前項の議事録に署名する。

第４章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第１６条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名
（２）監事　２名
２　理事のうち１名を理事長とする。
３　理事長以外の理事のうち、１名を常務理事とする。
４　前項の常務理事をもって社会福祉法第４５条の１６第2 項第２号の業務執行理事とする。
５　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第１７条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２　社会福祉法第４４条第７項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
３　理事長及び常務理事は、毎会計年度に4 箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第２１条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第２２条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
４　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）
第２３条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第２４条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）
第２５条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）
第２６条　この法人に、運営協議会を置く。
（運営協議会の委員の定数）
第２７条　運営協議会の委員は５名とする。
（運営協議会の委員の選任）
第２８条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
（１）地域の代表者
（２）利用者又は利用者の家族の代表者
（３）その他理事長が適当と認める者
（運営協議会の委員の定数の変更）
第２９条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。
（意見の聴取）
第３０条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）
第３１条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　理事会

（構成）
第３２条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第３３条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第３５条　理事会に議長を置き、議長は理事長とする。
２　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
３　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３６条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は前項の議事録に署名する。

（責任の免除）
第３７条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がな

く、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）

第３８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）現　金　　１０，０００，０００　円

（２）川崎市多摩区登戸字乙耕地２２４９番地１、２２５６番地６、２２５６番地７、２２５８番地２、２２６１番地１、２２７５番地１、２２７５番地２、２２７６番地１、２２６１番地１先（換地同所予定地番３９街区６画地）所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建

児童福祉施設（KFJ多摩なのはな保育園及びKFJ多摩すかいきっず）

及び知的障害者援護施設（KFJ多摩はなもも及びKFJ多摩はなみずき）

建物１棟

（2,553.26平方メートル）

（３）川崎市川崎区四谷上町１４６番地２所在の鉄骨造陸屋根２階建

保育園　よつば保育園建物１棟

（563.68平方メートル）

（４）川崎市幸区戸手本町二丁目４２０番地１所在の鉄骨造陸屋根３階建

保育園　つくし保育園建物１棟

（898.37平方メートル）

（５）川崎市麻生区片平字富士塚１８２９番所在の土地

（5865.20平方メートル）

（６）川崎市麻生区片平字富士塚１８３２番１所在の土地

（1457.17平方メートル）

（７）川崎市麻生区片平字富士塚１８２７番３所在の土地

（49.27平方メートル）

（８）川崎市麻生区片平字富士塚１８２７番４所在の土地

（859平方メートル）

（９）川崎市麻生区片平字富士塚１８８０番８所在の土地

（390平方メートル）
（10）川崎市麻生区片平字富士塚３１７９番２所在の土地
（31.73平方メートル）
（11）川崎市麻生区片平字富士塚３１９５番２所在の土地
（108.92平方メートル）
（12）川崎市麻生区片平字富士塚４０６０番４所在の土地
（69.42平方メートル）
（13）川崎市麻生区片平字富士塚１８８０番１４所在の土地
（5.86平方メートル）
（14）川崎市麻生区片平１８２９番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建
特別養護老人ホーム片平長寿の里建物１棟
（6853.88平方メートル）
（15）川崎市麻生区片平１８２９番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
付属建物１棟
（10.81平方メートル）
（16）川崎市高津区久地三丁目７８８番地９所在の鉄骨造２階建
保育園　うめのき保育園建物１棟
（963.75平方メートル）
（17）川崎市高津区久地三丁目７８８番地９所在の鉄筋コンクリート造陸屋根
平屋建　付属建物１棟
（3.53平方メートル）
（18）川崎市高津区久地三丁目７８８番地９所在の鉄骨造陸屋根平屋建
付属建物１棟
（17.68平方メートル）
（19）川崎市高津区久地三丁目７８８番地９所在の鉄骨造１階建（３階部分）
付属建物１棟
（11.00平方メートル）
（20）川崎市高津区久地三丁目７８８番地９所在の鉄骨造１階建（３階部分）
付属建物１棟
（6.76平方メートル）
（21）川崎市高津区久地三丁目７８８番地９所在の鉄骨造３階建
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団本部事務局　建物１棟
（323.68平方メートル）
（22）川崎市中原区下小田中一丁目１番地１所在の鉄骨造陸屋根２階建
保育園　さくらの木保育園１棟（１，２４２．５２平方メートル）
（23）川崎市宮前区東有馬五丁目３３５番地１，３３６番地１所在の鉄筋コンクリー

ト造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき２階建事務所
れいんぼう川崎建物１棟（４，１０７．６４平方メートル）
３　その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は、第４６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第３９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、川崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、川崎市長の承認は必要としない。
一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第４１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２ 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第４２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第２条の３９に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）会計監査報告
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第４３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第４４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第４５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第８章　公益を目的とする事業

（種別）
第４６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）居宅介護支援事業の経営

（２）地域包括支援センターの受託
（３）川崎市シルバーハウジング生活援助員派遣事業の受託
（４）地域生活支援事業の受託
（５）川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例に基づく障害者センターの受託
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第９章　解散

（解散）
第４７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第４８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第４９条　この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第１０章　定款の変更

（定款の変更）
第５０条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、川崎市長の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
２ 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を川崎市長に届け出なければならない。

第１１章　公告の方法その他

（公告の方法）

第５１条　この法人の公告は、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第５２条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	伊藤三郎	理事	宮田袈裟好
副理事長	高橋清	理事	酒井昭
常務理事	竹田宣太	理事	深瀬幹男
理事	田辺秀治	理事	山口昭
理事	高須三郎	理事	服部剛士
理事	栗田正文	監事	乙幅重治
理事	板山賢治	監事	森博
理事	奥村栄		

附　則
この定款は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。
附　則　（昭和 62 年 3 月 18 日）
この定款は、昭和 62 年 3 月 18 日から施行する。
附　則　（昭和 62 年 4 月 1 日）
この定款は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（昭和 63 年 4 月 1 日）
この定款は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（昭和 63 年 12 月 18 日）
この定款は、昭和 63 年 12 月２8 日から施行する。ただし、川崎市麻生老人福祉センターについては平成元年 4 月 1 日から適用する。
附　則　（平成元年 7 月 25 日）
この定款は、平成元年 7 月 25 日から施行する。
附　則　（平成 4 年 9 月 7 日）
この定款は、平成 4 年 9 月 7 日から施行する。
附　則　（平成 5 年 3 月 30 日）
この定款は、平成 5 年 10 月 22 日から施行する。
附　則　（平成 5 年 9 月 28 日）
この定款は、平成 6 年 3 月 10 日から施行する。

附　則　（平成 6 年 3 月 25 日）
この定款は、平成 6 年 5 月 20 日から施行する。
附　則　（平成 7 年 3 月 30 日）
この定款は、平成 7 年 8 月 14 日から施行する。
附　則　（平成 7 年 5 月 26 日）
この定款は、平成 7 年 9 月 11 日から施行する。
附　則　（平成 8 年 3 月 25 日）
この定款は、平成 8 年 11 月 18 日から施行する。
附　則　（平成 9 年 3 月 24 日）
この定款は、平成 9 年 11 月５日から施行する。
附　則　（平成 9 年 5 月 28 日）
この定款は、平成 10 年 1 月 26 日から施行する。
附　則　（平成 10 年 3 月 27 日）
この定款は、平成 10 年 9 月 2 日から施行する。
附　則　（平成 11 年 3 月 29 日）
この定款は、平成 11 年 7 月 14 日から施行する。
附　則　（平成 12 年 3 月 27 日）
この定款は、平成 12 年 5 月 25 日から施行する。
附　則　（平成 12 年 8 月 17 日）
この定款は、平成 12 年 11 月 2 日から施行する。
附　則　（平成 13 年 8 月 30 日）
（施行期日）
1　この定款は、平成 13 年 9 月 4 日から施行する。
（役員及び評議員の任期の経過措置）
2　この定款の施行日以前に委嘱された役員の任期は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。
3　この定款の施行日以後、当初に委嘱される評議員の任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
附　則　（平成 15 年 3 月 26 日）
この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 16 年 3 月 29 日）
この定款は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 16 年 5 月 28 日）
この定款は、平成 16 年 8 月 10 日から施行する。
附　則　（平成 17 年 3 月 24 日）
この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則　（平成 17 年 5 月 31 日）
この定款は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 19 年 5 月 28 日）
この定款は、平成 19 年 7 月 4 日から施行する。
附　則　（平成 20 年 3 月 27 日）
この定款は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 21 年 3 月 27 日）
この定款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 21 年 10 月 21 日）
この定款は、平成 22 年 2 月 9 日から施行する。
附　則　（平成 22 年 12 月 9 日）
この定款は、平成 23 年 1 月 11 日から施行する。
附　則　（平成 23 年 3 月 29 日）
この定款は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 23 年 5 月 26 日）
この定款は、平成 23 年 8 月 15 日から施行する。
附　則　（平成 24 年 3 月 29 日）
この定款は、平成 24 年 9 月 13 日から施行する。
附　則　（平成 24 年 3 月 29 日）
この定款は、平成 25 年 2 月 26 日から施行する。
附　則　（平成 25 年 3 月 26 日）
この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 26 年 3 月 25 日）
この定款は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 26 年 11 月 28 日）
この定款は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 28 年 3 月 25 日）
この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 28 年 11 月 28 日）
この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（平成 31 年 3 月 26 日）
この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
附　則　（令和2年7月1日）
この定款は、令和2年7月1日から施行する。
附　則　（令和3年3月26日）
この定款は、令和3年8月20日から施行する。

附　則　（令和3年9月28日）

この定款は、令和3年10月28日から施行する。

附　則　（令和5年8月7日）

この定款は、令和5年８月7日から施行する。

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団役員及び評議員報酬規程

平成２９年４月１日（規程第６６号）

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団（以下「事業団」という）定款第９条、第１１条及び第２４条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

（改廃）

第２条　この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

１　常勤役員については、週４日以上勤務することとし、報酬、賞与、旅費、通勤手当及びその他実費を支給する。

２　前項の規定に関わらず、役員が事業団職員を兼ねる場合は、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団給与規程に基づき職員の給与を支給することとし、役員としての賞与及び通勤手当は支給しない。また、旅費については事業団旅費規定により算定された額を、その他実費については第４条第５項に規定された額を、それぞれ事業団職員として支給する。

３　非常勤役員及び評議員については、報酬、旅費及びその他実費を支給することとし、賞与は支給しない。

（常勤役員の報酬等の算定方法）

第４条　常勤役員に対する報酬の額は、別表１に定める月額報酬を支給する。

２　賞与については６月１日、１２月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という）に在籍するものに対し、支給する。これらの基準日以前１月以内に、任期満了、辞任又は死亡した場合についても同様とする。賞与の支給額は前項に規定する報酬の月額に、その年に定める月数を乗じた額とする。なお、その月数は、事業団職員と同じ支給率とする。

３　旅費については事業団旅費規程を適用して支給する。

４　通勤手当については、事業団給与規程第９条を準用し、規定する額を支給する。

５　その他実費とは研修参加等に係る参加費等とする。

（非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法）

第５条　非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、別表２に定める日額報酬を支給する。

２　非常勤役員及び評議員が理事会及び評議員会等定例会議への出席の際は、日額報酬のみを支給する。
３　非常勤役員及び評議員が前項に定める定例会議以外の職務のため出張をした際は日額報酬のほか、事業団旅費規程を準用して算出した旅費、及びその他研修参加等に係る実費を支給する。
（報酬等の支給方法）
第６条　常勤役員に対する報酬等の支給時期は、事業団給与規程第６条を準用する。
２　非常勤役員及び評議員に対する報酬等のうち、第５条第１項及び第２項に関するものは当該会議に出席した都度支給し、同第３項に関するものは事前又は事後に支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
（報酬の日割り計算）
第７条　新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
３　月の途中のおける就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４　第２項に規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
（端数の処理）
第８条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（１）　５０銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（２）　５０銭以上１円未満の端数については、これを切り上げる。
（公表）
第９条　事業団は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表する。
（委任）
第１０条　この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附　則

（社会福祉法人川崎市社会福祉事業団役員の報酬等に関する規程等の廃止）

社会福祉法人川崎市社会福祉事業団役員の報酬等に関する規程（規程第５号）及び社会福祉法人川崎市社会福祉事業団役員の報酬等に関する要綱は、廃止する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２８日規程第３６２号）

（施行期日）

この改正規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月２５日規程第４２７号）

この改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

別表1

常勤役員月額報酬表

種　類	区　　分	支　給　額
役員報酬	理事長である理事	400,000円
	事業団職員を兼務する理事	10，000円

別表2

非常勤役員及び評議員日額報酬表

種　類	区　　分	支　給　額
役員報酬	理　　事	14，870円
	監　　事	14，870円
	評　議　員	14，870円